⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⒀　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒁　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードして入札手続きを行う工事である。

⒂　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う工事である。

また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒃　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒄　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助及び安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。

モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒅　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。

ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⒆　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。（詳細は入札説明書による。）

⒇　快適トイレの設置　本工事は、現場及び技術に関する説明事項に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(21)　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(22)　本工事は、工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件　2019年版　営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）

(23)　本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休２日を前提に工期を設定する工事である。

(24)　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

(25)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による）。

(26)　本工事は、建設現場の遠隔臨場を行う対象工事である。（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）

(27)　本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

(28)　本工事は、申請期間中に、特定の配置予定技術者が拘束されることを緩和するため、入札書の提出期限までに配置予定技術者の資格等に関する資料の提出を求め、配置予定技術者に対する要件が満足しているか審査を行う試行工事である。なお、要件を満たしていない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成23年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した建築一式工事で、以下のｱの要件を満たす同種工事の施工実績（民間工事の施工実績を含む。）を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、用途の要件がない場合にあっても一戸建ての住宅、兼用住宅及び長屋（テラスハウス）は施工実績として認めない。

以下の要件は、同一建築物の工事であること。

ｱ・用途　以下のいずれでもよい。
　○事務所・庁舎又は類似施設
・構造　以下のいずれでもよい。
　○鉄骨鉄筋コンクリート造
　○鉄骨造（軽量鉄骨造を含む）
・階数　地上３階建て以上
・規模　延べ面積：3,000㎡以上（増築工事にあっては増築部分の面積）
・工事内容　以下のいずれでもよい。
　○新築工事
　○増築工事（増築部分の工事に限る。）

同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研究室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、申請する建築物の延べ面積の１／２を超えるもの。

また、複合用途建築物については、同種工事として認める用途部分が同種工事として求める規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める規模以上ある建築物についても、同等の施工実績があるものと見なす。

ただし、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のいずれか１社が上記同種工事の実績を有すること。

また、当該実績が地方整備局、北海道開発局若しくは沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関連及び農林水産関連を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の対象であるにも関わらず工事成績評定通知を受けていないものは実績として認めない。

なお、工事成績相互利用適用対象工事以外の工事成績評定通知書の再発行等については、該当工事発注機関に確認すること。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙４に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事（以下同じ。）